

令和8年度 飯島町入札参加資格者の指名停止措置情報

令和8年4月16日現在

No	商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由（概要）	指名停止要領 措置基準
1	下平・野村・久保田特定 建設工事共同企業体	令和8年4月17日から 令和8年5月16日まで	対象共同企業体は、飯島町発注の柏木運動場整備事業において、適切な石綿飛散防止対策を行わず、公衆や作業員に健康被害の不安を与えた。また、状況調査の段階においても、不正・不誠実な対応が続けられた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。	飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第2第10号（不正又は不誠実）
2	下平建設（株）	令和8年4月17日から 令和8年5月16日まで	下平・野村・久保田特定建設工事共同企業体の構成員である対象会社は、飯島町発注の柏木運動場整備事業において、適切な石綿飛散防止対策を行わず、公衆や作業員に健康被害の不安を与えた。また、状況調査の段階においても、不正・不誠実な対応が続けられた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。	飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第2第10号（不正又は不誠実）
3	野村建設（株）	令和8年4月17日から 令和8年5月16日まで	下平・野村・久保田特定建設工事共同企業体の構成員である対象会社は、飯島町発注の柏木運動場整備事業において、適切な石綿飛散防止対策を行わず、公衆や作業員に健康被害の不安を与えた。また、状況調査の段階においても、不正・不誠実な対応が続けられた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。	飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第2第10号（不正又は不誠実）
4	（株）久保田組	令和8年4月17日から 令和8年5月16日まで	下平・野村・久保田特定建設工事共同企業体の構成員である対象会社は、飯島町発注の柏木運動場整備事業において、適切な石綿飛散防止対策を行わず、公衆や作業員に健康被害の不安を与えた。また、状況調査の段階においても、不正・不誠実な対応が続けられた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるため。	飯島町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第2第10号（不正又は不誠実）